

地域活性化総合特別区域計画

(計画期間：令和4年度～令和8年度)

作成主体の名称：南アルプス市

1 地域活性化総合特別区域の名称

競争力と持続力を持つ交流6次化モデルの構築特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

6次産業化による競争力と持続力のある

『農業空間・地域空間』の創造・展開・継承を図る地域活性化モデルの構築

6次産業化による競争力と持続力のある農業空間及び地域空間を目指し……

I 地区や主体単体ごとの6次産業化にとどまらず、地域全域に広がる豊富な資源を効率的かつ有効的に活用するネットワークを構築することを目標とする。

II 構築した取り組みを多様な人やエリアで共有（展開）するとともに、未来に継承していくための枠組みを整備することを目標とする。

[解説]

- 日本の食と農を取り巻く環境は、所得の減少、担い手不足、高齢化の進展といった厳しい状況に直面している。これに伴い農山村地域の活力も低下してきており、このままでは農業という産業が衰退していくだけではなく、自然環境や景観形成はもとより、地域の生活環境にまで影響を及ぼし、地域力自体が低下していくことが推測される。
- 本市の人口は現在緩やかに減少しており、特に本市の基幹産業である農業においても農業従事者が減少傾向にあり、耕作放棄地の増加にも歯止めがかからない状況にある。また、高齢化の進展や生産世代の減少に伴う人口構造の変化は顕著に現れており、所得の減少や雇用の低下等に加え、地域が抱えている問題は拡大している。
6次産業化による、地域資源を活用した起業や、民間企業の立地等への支援によって、しごとをつくり安定した雇用を創出する必要がある。
- また、本市の自然や景観等の豊かな地域資源を求め訪れる観光客の目的が、主として登山や果物狩りに固定されていることから、こうした目的以外の市内の観光資源に目が向けられず、

観光の対象や観光客の周遊行動が広がらないという問題点がある。市民にも本市の自然資源が有する価値を認識してもらい、関心を高めていくことも必要である。

基幹産業である農業以外にも、南アルプス連峰に広がる自然や景観等の豊かな地域資源の早急かつ集中的な利活用策を講じないと、地域の人材は年齢を重ね、耕作放棄地は農地に戻せなくなると同時に、緑の大地や美しい農村風景を失うことになる。

- 今後も美しい農村風景や伝統を守り、農地を保全しつつ、地形や気候を活用した特色ある農業生産を振興するため、本市ならではの農産物の育成や通年生産できる農産加工品の開発、ブランド力の向上により、農業の付加価値を高めていく取り組みが必要となる。また、農業の新たな担い手の確保・定着を促進し、意欲ある農業者への農地集積により農地の活用・保全、遊休農地の解消を図っていくことが必要である。

- こうした状況に対応するため、農産物の生産・加工・販売の一体化、農業と観光等との融合等による従来の6次産業化にとどまらず、埋もれた地域資源を幅広く活用した地域特性のある6次産業化を促進する。

意欲あふれる先進的な農業経営者の育成や、「安全・安心・美味しい」農産物の生産販売を支援するとともに、鳥獣被害対策等を推進する。また、JAや商工会と連携し農産物や農産加工品におけるオンリーワン商品の開発を進め、「南アルプスブランド」の確立を図るとともに、グリーンツーリズムや既設の生産加工所、直売所との連携、起業者や参入民間企業の立地等により販路の拡大と担い手の育成・確保、雇用の創出を進める。

さらに、農地・農村景観を維持するため、農地利用集積円滑化事業や農業委員会が実施する農地銀行事業等を活用し、意欲ある農業者や農業生産法人に農地を集積し、果樹や野菜の産地化を進めることにより遊休農地の有効活用を図ることで、地域の農村風景と伝統を守る。

- 本市の人口は緩やかな減少傾向にある中、社会動態においては、近年転入者が転出者を上回る社会増の状態となっている。若い世代向けの子育て支援策、移住・定住支援策が効果を生んでいるが、本市の社会増は県内からの転入が中心で、県外との移動では転出超過となっている。新型コロナウイルス感染拡大の影響から地方への移住が注目される中、都市圏に近い立地を活かし、移住希望者のニーズに応えられる体制を整え、都市圏からの人の流れをつくり出すことが必要である。

- このため、リニア中央新幹線や中部横断自動車道等の高速交通網整備の効果を活用し、都市圏に向けた情報の受発信を積極的に進め、都市居住者の呼び込みと農村での交流拡大を図り、交流人口・関係人口の拡大と移住の促進に取り組む。登山や果物狩り以外にも、多彩な観光資源があることをアピールし、通過型観光から市内周遊・滞在型観光へと観光行動の変化・定着を図る。その一環として、自然資源を活用した自然体験やトレッキングを楽しんでもらうためのネイチャーガイド等の人材の養成、将来を担う子どもたちへの環境教育の推進等に取り組む。

- さらにこうした取り組みと並行し、本市にしごとをつくり安定した雇用を創出するため、平成28年1月に経営不振により営業を停止した6次化拠点施設を再建し、6次産業化と交流移住策のハブ機能を持たせることで「新たな地域産業モデルの形成」を可能にする。
- これらを実現するための総合的な取り組みを『6次化のまちづくり』として最重点政策に位置づけ、6次産業化による地域活性化モデルを構築することにより、市内に広がる農地や自然を次世代にわたり可能な限り保全していく方針である。
- このためには、財政・金融・税制支援が一体となった規制・制度改革が不可欠であり、衰退しているものの農業が産業の中心となる地域が多数存在するわが国において、総合特区制度を活用した産業・世代・地域間の広がりを持った交流6次化特区は、波及効果の高い地域活性化のモデルとなりうるものである。

② 評価指標及び数値目標（現状値 R3 見込→目標値 R8）

評価指標(1)：耕作放棄地面積

数値目標(1)：224ha（R3 年度）→ 224ha（R8 年度） 趨勢値 235ha（R8 年度）

- 農業次世代人材投資事業
- 中高年の新規就農者支援事業
- 担い手支援事業（地域おこし協力隊支援事業）
- 芦安地区地域おこし協力隊事業
- J A南アルプス市活動支援事業

評価指標(2)：農業従事者

数値目標(2)：1,979人（R3 年度）→ 1,781人（R8 年度） 趨勢値 1,729人（R8 年度）

- 農業次世代人材投資事業
- 中高年の新規就農者支援事業
- 担い手支援事業（地域おこし協力隊支援事業）
- 芦安地区地域おこし協力隊事業
- J A南アルプス市活動支援事業

評価指標(3)：農業所得（1件あたり）

数値目標(3)：476千円/件（R3 年度）→571千円/件（R8 年度） 趨勢値 571千円/件（R8 年度）

- 南アルプスブランド戦略事業
- ふるさと納税制度
- J A南アルプス市活動支援事業

評価指標(4)：市人口社会増減数

数値目標(4)：50人（R3年度）→50人（R8年度） 趨勢値50人（R8年度）

（雇用関係）

- 企業ガイダンス開催事業
- 新規創業者資金借入補助金支援事業
- 担い手支援事業（地域おこし協力隊支援事業）
- 芦安地区地域おこし協力隊事業

（企業支援関係）

- 商工業事業資金利子補給支援事業
- 小口資金融資保証料支援事業
- 創業支援事業
- 企業支援誘致推進事業
- 地域ものづくり企業成長投資支援事業

（住まい関係）

- 若者世帯定住支援奨励金事業
- 空き家バンク事業
- 空き家活用定住促進事業
- 住宅リフォーム等総合支援事業
- 滞在型市民農園管理事業
- 交流定住促進事業
- 結婚新生活支援事業
- シティプロモーション事業

評価指標(5)：観光入込客数

数値目標(5)：576,500人（R3年度）→633,000人（R8年度） 趨勢値633,000人（R8年度）

- 外国人誘客促進事業
- ふるさとづくり推進事業
- ユネスコエコパーク推進事業
- 伊奈ヶ湖周辺施設再整備事業
- 市観光協会運営支援事業
- 市観光協会運営参画事業
- 南アルプスIC新産業拠点整備事業
- 南アルプスIC周辺整備事業
- 観光プロモーション事業
- シティプロモーション事業

評価指標(6)：地域資源を活用する民間企業の誘致数（累計）

数値目標(6)：1件（R3年度）→5件（R8年度） 趨勢値3件（R8年度）

- 新規創業者資金借入補助金支援事業
- 商工業事業資金利子補給支援事業
- 小口資金融資保証料支援事業
- 創業支援事業
- 企業支援誘致推進事業
- 地域ものづくり企業成長投資支援事業
- 南アルプス I C 新産業拠点整備事業
- 南アルプス I C 周辺整備事業

3 特定地域活性化事業の名称

6次産業化による競争力と持続力のある農業・地域づくりとその展開・継承を図るため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置を活用しながら、農産物の生産・加工・販売の一体化、農業と観光との融合、生産性や販路拡大等の「6次産業化」の創出を図るとともに、都市農村交流、移住定住情報の受発信、周遊滞在型観光の定着、自然体験や環境教育等の「交流移住策」の展開を図る。

さらに、南アルプスユネスコエコパークの玄関口である南アルプス I C 周辺に、「6次産業化」と「交流移住策」のハブ機能を有する「地域資源を活用した新産業創出」を図り、参入企業と多様な地域活動との連携を促すことで、地域のブランド力を高め、地域経済を活性化させ、持続可能（サステナブル）なまちづくりを実現する。

① 6次化ネットワーク拠点事業

（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

なし

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙2-8）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

農業振興地域農用地区域内への6次産業化関連施設等の整備に伴う農振法及び農地法の規制緩和の市の提案については、市が可能な限り具体的な計画を提示したうえで、一団の土地として、農林水産省、関東農政局、山梨県及び市の4者の協議の場を設け、要望事項の実現に向けて具体的な調整を実施することとなった。

5 構造改革特区法の特定事業の名称

6次産業化による競争力と持続力のある農業・地域づくりとその展開・継承を図るため、構造改革特区の規制の特例措置を活用しながら、農産物の生産・加工・販売の一体化、農業と観光との融合、生産性や販路拡大等の「6次産業化」の創出を図る。

- ①<<果実酒製造事業>>（構造改革特区の規制の特例措置（特産酒類の製造事業）、別紙2-9）

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>

1 特定地域活性化事業の名称

≪6次化ネットワーク拠点事業≫（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社 山梨中央銀行
南アルプス市農業協同組合

3 特定地域活性化事業の内容および特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内における「農産物の品質、生産性及び収益性を高めるための技術を導入した生産関連施設の整備」「農産物の収益性やブランド力を高めるための加工・販売・飲食施設の整備」及び「企業の農業参入に伴う設備投資」による6次産業化ビジネスを展開するための基盤整備や、「交流移住策」の展開を図るための事業、地域資源を活用した新産業創出など地域経済を活性化させる事業、市民の安心安全な生活を確保する事業に必要な資金を貸し付ける事業を実施する。

これにより、農産物の生産・加工・販売の一体化、農業と観光との融合、生産性や販路拡大等の「6次産業化」の創出を図るとともに、都市農村交流、移住定住情報の受発信、周遊滞在型観光の定着、自然体験や環境教育等の「交流移住策」の展開を図る。また、南アルプスユネスコエコパークの玄関口である南アルプスIC周辺においては、「6次産業化」と「交流移住策」のハブ機能を有する「地域資源を活用した新産業創出」を図り、参入企業と多様な地域活動との連携を促すことで、地域のブランド力を高め、地域経済を活性化させ、持続可能なまちづくりを実現する。この区域では、自然・農・食・風景・人々といった地域資源を活用し、体験・交流・健康・教育の枠組みにより多様な事業を展開する。また、企業活動や地域連携などの取り組みにより、来訪者・地域・企業が持つ様々な課題を解決する仕組みをつくり、これにより、経済や環境の好循環をつくる新たな産業を創出し、企業と地域のブランド化とともに持続可能なまちづくりを実現していく。

近年の新型コロナウイルス感染症拡大の中で、地方への移住や就業に対する関心はさらに高まっており、本市においても、域外から人を呼び込む仕組みを強化する一方、市民の安全安心な生活を持続可能なものとするため、あらゆる分野におけるデジタル技術の活用や地球温暖化対策の推進など、感染症等に対して強靱な地域社会への移行を図る必要があり、本特区の事業展開の中でも、今後こうした事業に取り組むことが想定される。

なお、6次産業化ビジネスを展開するための基盤整備については、当該総合特区の政策課題1である「市内全体に広がる6次産業化ネットワークの整備」及びその解決策である「6次産業化の推進体制の整備」とも整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲

げる対象事業項目)

第1号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業

第2号 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業

第3号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

第7号 地域における公共交通機関の整備等に関する事業

第9号 地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業

別紙 2 - 8 <地域において講ずる措置>

1 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

・企業支援誘致推進事業（H18 年度より措置）

既存市内企業の拡張や新事業への取り組みへの支援及び市内資源を活用できる県外・市外企業の立地への支援を実施し、新たな雇用の創出や市内の産業経済の活性化を図る。

・地域ものづくり企業成長投資支援事業（H27 年度より措置）

市内企業の設備投資を促進し、地域産業の活性化と雇用創出力の向上を図る。

・新規創業者資金借入補助金支給事業（H28 年度より措置）

市内で新規に創業する事業者への支援を実施し、地域産業の基盤構築を図る。

・小口金融融資保証料支援事業（H15 年度より措置）

資金調達困難な市内の小規模事業者の担保力を補い、零細小口金融の疎通を図る。

・商工業事業資金利子補給支援事業（H15 年度より措置）

事業資金融資を受けた商工業者への支援を実施し、地域産業の基盤を構築する。

・市観光協会運営支援事業（H23 年度より措置）

市観光協会の運営を支援し、情報の受発信によるPR等の充実及び観光事業の振興と観光資源の開発を図る。

・市観光協会運営参画事業（H23 年度より措置）

市観光の柱である観光協会を支援し、各種イベント・県観光振興事業へ参画し、南アルプス山岳観光及び果樹観光等のPRと観光振興事業の充実を図る。

・南アルプスブランド戦略事業（H27 年度より措置）

本市ならではの農産物の育成、「南アルプスブランド」の確立により農業の付加価値を高めていくとともに、果樹等の産地化を進め産地間競争力の強化を図る。果樹改植事業や生産基盤パワーアップ事業、都市圏住民への農産物コマーシャル事業を実施する。

・J A南アルプス市活動支援事業（H15 年度より措置）

J A南アルプス市が実施する地域農業振興事業、有害鳥獣駆除対策事業、環境保全型農業推進事業、観光農業振興事業等の活動に対する支援。

・農業次世代人材投資事業（H24 年度より措置）

青年(50歳未満)の就農意欲を掘り起こし、就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図ることを目的に、就農後の経営リスクの負担軽減を図るため、生活給付金を就農後5年間支給する。

・中高年の新規就農者支援事業（H28 年度より措置）

50～65歳未満までの就農支援として、生活給付金を就農後3年間支給する。

・若者世帯定住支援奨励金事業（H28 年度より措置）

若い世代の定住を促進するため、土地及び住宅を新築若しくは購入する費用の一部を助成する。

・空き家活用定住促進事業（H27 年度より措置）

空き家解消と定住促進を目的に、空き家バンク登録物件のリフォーム費用の一部を助成

する。

- ・住宅リフォーム等総合支援事業（H28年度より措置）

市民の居住環境の向上を図るとともに、本市の経済の活性化に役立てる為、市内の施工業者による住宅リフォーム費用の一部を助成する。

- ・結婚新生活支援事業（R3年度より措置）

新婚世帯に対して、結婚に伴う新生活の費用（住宅取得費・家賃・引越）の一部を助成し、少子化対策及び子育てしやすいまちづくりを推進する。

2 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進

3 地方公共団体等における体制の強化

- ・地域ブランドモデルの構築に必要となる強力な基盤をつくるための事業母体として、「株式会社南アルプスプロデュース」を設立した。（H25年7月）
- ・南アルプスブランド戦略事業を農林商工部商工観光課（現在は産業観光部農政課）で推進し、果樹等の産地化を進め産地間競争力の強化を図っている。（H27年4月）
- ・「株式会社南アルプスプロデュース」は、中部横断自動車道南アルプスIC正面の6次化拠点施設において6次化ネットワークに係る営業活動を開始した。（H27年6月）
- ・経営不振により営業を停止し、破産手続きを開始した。（H28年1月）
- ・6次化ネットワーク再構築に向けた、市専門部署を設置した。（H28年4月）
- ・総合政策部政策推進課において、ふるさと納税制度を利用し、地域資源を返礼品として活用することで、南アルプスブランドの確立を進めている。特に平成28年4月から、インターネット上にて寄附のクレジット決済と返礼品の申込をすることができるように整備し、寄附者への利便を向上させた。（H28年4月）
- ・南アルプスユネスコエコパーク推進担当を農林商工部商工観光課（現在は産業観光部観光商工課）に設置し、エコパークの理念の発信と、具現化する事業の展開を進めている。（H29年4月）
- ・総合政策部にふるさと振興室を新設し、ふるさと納税に係る返礼品等の開発や交流人口、移住・定住人口の拡大に向けた事業を展開している。（R3年4月）
- ・地域の魅力づくりと情報発信を効果的に実施し、交流人口、移住・定住人口の拡大に繋げるため、総合政策部秘書課の広聴広報担当をシティプロモーション担当として体制強化した。（R3年4月）

4 その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

○ 耕作放棄地対策

- ・担い手支援事業（地域おこし協力隊支援事業）
- ・芦安地区地域おこし協力隊事業

- 観光入込対策
 - ・ 外国人誘客促進事業
 - ・ ふるさとづくり推進事業
 - ・ ユネスコエコパーク推進事業
 - ・ 伊奈ヶ湖周辺施設再整備事業
 - ・ 南アルプス I C 新産業拠点整備事業
 - ・ 南アルプス I C 周辺整備事業
 - ・ 観光プロモーション事業
 - ・ シティプロモーション戦略事業
- 農業従事者対策
 - ・ 担い手支援事業（地域おこし協力隊支援事業）
 - ・ 芦安地区地域おこし協力隊事業
- 農業所得対策
 - ・ ふるさと納税事業
- 人口社会減少対策
 - （雇用）
 - ・ 企業ガイダンス開催事業
 - ・ 担い手支援事業（地域おこし協力隊支援事業）
 - ・ 芦安地区地域おこし協力隊事業
 - （企業支援）
 - ・ 創業支援事業
 - （住まい）
 - ・ 空き家バンク事業
 - ・ 滞在型市民農園管理事業
 - ・ 交流定住促進事業
 - ・ シティプロモーション事業
- 6次化拠点整備
 - ・ 南アルプス I C 新産業拠点整備事業
 - ・ 南アルプス I C 周辺整備事業

[解説]

○ 担い手支援事業（地域おこし協力隊支援事業）

定住意向のある都市圏在住の就農希望者を対象として、市が認定した支援機関において農業技術の習得、営農活動を指導、支援を実施し、新たな担い手の育成を図る。

○ 芦安地区地域おこし協力隊事業

人口減少、高齢化が進む芦安地区において地域おこし協力隊を採用し、定住と地域力の維持及び強化を図る。

○ ふるさと納税事業

ふるさと納税制度を活用し、高品質な地元農産物等を返礼品として取扱うことで、販路拡大・業績向上を図り、「南アルプスブランド」を確立させる。

○ 企業ガイダンス開催事業

求職を希望する市民の就職促進と、市内企業の人材確保を支援するため、首都圏においても南アルプス市企業ガイダンスを開催する。

○ 外国人誘客促進事業

外国人を対象とした市の観光資源の魅力を情報発信し、誘客の促進を図る。

○ ふるさとづくり推進事業

市の魅力に触れ愛着を持ってもらうような体験ツアー、観光モデルコースを設定し、誘客の促進を図る。

○ ユネスコエコパーク推進事業

南アルプスの山々によって交流が阻まれてきた3県10市町村にわたる地域が結束し、南アルプスの自然環境と文化を共有の財産と位置づけるとともに、優れた自然環境の永続的な保全と持続可能な利活用に共同で取り組むことを通じて、地域間交流を拡大し、自然の恩恵を活かした魅力ある地域づくりを図ることを目指す。

○ 伊奈ヶ湖周辺施設再整備事業

伊奈ヶ湖周辺施設を整備・改修し、次代を担う市内小中学生を対象とした自然保護教育、豊かな自然や貴重な生物体系を生かした学術研究、静かな自然環境を活かした企業の研修等の場の提供や、観光の拠点等様々な分野で、地域資源や特性をこれまで以上に活かすことができる機能を付加させる。

○ 観光プロモーション事業

観光を経済の柱に育てるため、交通アクセスの向上を活かしたプロモーション事業を実施する。中部横断自動車道が開通することによって、新東名・中央道が接続され、新しい人や物の流れができることに焦点をあてて本市へ観光客を誘致する。

○ シティプロモーション事業

本市が「行きたいまち、住みたいまち」として選ばれることを目指し、県内外へ本市の魅力を発信する。

○ 創業支援事業

新規創業者の創出や就業機会の確保するため、創業支援セミナーや合同就職面接会を実施する。

- 空き家バンク事業
空き家の有効活用を通して、市民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図る。
- 滞在型市民農園管理事業
遊休農地及び耕作放棄地対策として、また都市との交流人口の増加を図り、地域の活性化に繋がることを目的とした滞在型市民農園（クラインガルテン）の拡充・振興を図る。
- 交流定住促進事業
交流人口や移住・定住人口拡大を図るため、移住、定住、二地域居住に関する情報提供（セミナー、個別相談会）を実施する。
- 南アルプス I C 新産業拠点整備事業
南アルプス I C 周辺の新産業拠点整備事業用地（旧完熟農園跡地・12ha）への企業誘致により、集客と交流の機能を持つ新産業拠点として開発を実施し、地域のブランド化と経済活性化を図る。
- 南アルプス I C 周辺整備事業
交通利便性に優れ、地域経済の牽引に繋がる可能性の高い南アルプス I C 周辺エリア（拠点 12ha を除く）について、開発可能性を探り、更なる土地活用を図る。

別紙 2 - 9 <構造改革特区の規制の特例措置（特産酒類の製造事業）>

1. 構造改革特区法の特定事業の名称

≪果実酒製造事業≫（構造改革特区の規制の特例措置（特産酒類の製造事業））

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

総合特別区域内において、生産される地域の特産物として指定された果実（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者。

3. 当該規制の特例措置の適用開始日

本総合特別区域計画の認定を受けた日

4. 構造改革特区法の特定事業の内容

① 事業概要

生産される地域の特産物として指定された果実（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造し販売することを通じて地域の活性化を図る。

② 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者。

③ 構造改革特区法の特定事業実施区域の範囲

南アルプス市の全域。

④ 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降。

⑤ その他

・事業により実現される行為

上記2に記載の者が、果実酒の販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、総合特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した果実（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6 キロリットル）が2 キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。果実酒の製造により、南アルプス市の農村地域の活性化につながるという観点から、当該特例措置の適用は必要不可欠であると考える。

なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告、納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。このため、市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《特産酒類の製造事業》別紙2-9関係
名称	kohe Vineyard(コヘ ヴィンヤード) 代表 折越 耕平
住所	《非公表》
概要	<p>1. 管理する圃場(南アルプス市内) 醸造用ブドウ(シュナンブラン等) 48a 2年後65aに拡大予定 生食用ブドウ(シャインマスカット) 20a 2年後30aに拡大予定</p> <p>2. 自己の酒類製造場所 (1)名称 未定 (2)住所 未定</p> <p>3. 製造する酒類の種類 果実酒</p> <p>4. 製造方法 (1)ブドウの生産者と生産場所 ・生産者:kohe Vineyard(コヘ ヴィンヤード) 代表 折越 耕平 ・生産場所:南アルプス市内 (2)仕込み等の指導機関 ・ドメーヌヒデ(南アルプス市小笠原)</p> <p>5. 免許を受けた後1年間の製造見込数量 ・2000L</p> <p>6. 申請の理由 規制緩和により可能となる小規模ワイナリー事業と他事業の掛け持ちによる所得の安定した農業を目指す。 自ら生産したブドウを原料とした果実酒を製造・販売まで行い、さらに生食用ブドウを生産・販売することにより、ワイン事業だけに頼らない安定した事業形態を確立し、南アルプス市の新しい就農モデルとして広げていきたい。</p>

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、一部非公表といたします。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は実施主体名	kohe Vineyard(コヘ ヴィンヤード) 代表 折越 耕平
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	当事者
意見を聴いた日	令和 5年 2月 8日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	自ら生産したブドウを原料とした果実酒を製造・販売まで行うほか、生食用ブドウを生産・販売することにより、ワイン事業だけに頼らない経営リスクを分散した事業形態を確立し、南アルプス市の新しい就農モデルとして広げていきたい。 小規模ワイナリーが増えることにより、新規就農者の増加、遊休農地解消につながっていくので、特例措置を活用できるようにしてほしい。
意見に対する対応	折越氏については、地域おこし協力隊として3年間市内の農業法人で研修後、就農し小規模ワイナリーの設立を目指している。また現在、研修中の地域おこし協力隊員数名も研修修了後の本市への定着にあたり、特例措置の適用を受けての小規模ワイナリーを目指した就農を望んでいる。このような状況において意欲ある新規就農者を後押しするため認定を申請することとした。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は実施主体名	(株)ショーブル(ドメーヌヒデ)
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市内で唯一のワイナリーであり、地域おこし協力隊の支援機関としても研修生を受け入れている事業所であり、規制緩和による事業への影響があると考えられるため
意見を聴いた日	令和 5年 2月15日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	<p>現在、市内でワイナリーは1社のみの状況。ワイナリーが増えることにより、ワインツーリズムやイベントの開催など様々なことができるようになるため歓迎したい。</p> <p>特例措置により製造数量が緩和されれば、これまでの大量に製造し販売する事業モデルから、ワイナリー事業と別事業(レストラン経営等)の兼業が可能になるので、これからの若い人たちに合った事業モデルが実現可能になると考えられる。また、支援機関として、研修中の地域おこし協力隊員からも特例措置を活用したいとの要望を聞いており、推進してほしい。</p>
意見に対する対応	<p>南アルプス市がワイン特区の認定を申請することについては、肯定的な見解であった。申請を要望している折越耕平氏の意見と併せ、市内の6次産業が活性化することが期待できるため、認定を申請する。</p>

別添 6 地域協議会の協議の概要

1 南アルプス市地域活性化総合特別区域協議会

地域協議会の名称	南アルプス市地域活性化総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成 24 年 2 月 24 日
地域協議会の構成員	別表
協議を実施した日	令和 5 年 6 月 14 日
協議会の意見の概要	地域活性化総合特別区域計画の変更について → 原案どおり承認
意見に対する対応	

(別表) 南アルプス市地域活性化総合特別区域協議会の構成員

No.	区 分		氏 名	備 考
1	有識者	学 識 経 験 者 (会 長)	深 澤 淳	山梨大学 研究推進・社会連携機構 研究推進部 産学連携課長
2		有 識 者 (会長職務代理)	石 川 東 洋	元(株)山梨中央銀行 専務取締役
3	農 業 関 係	J A	加 藤 俊 樹	J A南アルプス市 参事
4	商 工 業 関 係	商 工 会	小 林 徳 男	南アルプス市商工会 事務局長
5	金 融 機 関	銀 行	松 本 俊 昭	山梨中央銀行小笠原支店 支店長

事務局	地方公共団体	南アルプス市 総合政策部 政策推進課	
-----	--------	-----------------------	--

別添7 特定事業実施区域に含まれる行政区画を表示した図面

山梨県



別添9 構造改革特区法の特定事業の工程表及びその内容を説明した文書

○工程表

【区分】 特定事業

【特定事業の名称】 特産酒類の製造事業

【工程】

令和5年12月	特例適用開始
↓	
令和6年3月	酒類製造免許申請
↓	
令和6年8月	酒類製造免許取得
↓	
令和6年10月	酒類製造及び販売開始
↓	
令和7年4月	酒類製造免許取得者の拡大
↓	
令和8年以降	6次産業の活性化、新規就農者増加、遊休農地解消